

測量、調査及び設計業務等委託必携（令和2年4月版） 新旧対照表 （R2.12.25 一部改正）

改 正 後	改 正 前
<p>8. 提出書類の様式 業務委託提出書類一覧</p> <p><u>様式 33 誓約書（暴排・元請用）、様式 34 誓約書（暴排・再委託用）については、以下のリンク先より、それぞれ、誓約書（元請負人用）⇒様式第1号その1、誓約書（下請負人用）⇒様式第1号その2をダウンロードしてご使用下さい。</u></p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/bouryokudankisoku.html</p>	<p>8. 提出書類の様式 業務委託提出書類一覧</p> <p><u>33 誓約書（暴排・元請用）</u></p> <p><u>34 誓約書（暴排・再委託用）</u></p>
<p>10. その他共通事項について</p> <p>1. 暴力団等の排除</p> <p>1. 業務委託契約書第7条関係</p> <p>受注者は、<u>暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）に規定する入札参加除外者や誓約書違反者等</u>を、受任者、<u>下請負人又は資材業者等</u>としてはならない。</p> <p>これらの事実が確認された場合、監督職員は、受注者に対し、契約書第7条第<u>6</u>項に基づく必要な措置をとるべきことを請求できる。</p> <p>なお、下請契約の解除にかかる一切の責任は受注者が負うものとする。</p> <p>2. 下請契約の締結等</p> <p>受注者は、下請負人等との下請契約等の締結にあたっては、下請契約書に、業務委託契約書「第<u>43</u>条」に準じた暴力団等排除条項を加えることとする。</p> <p>また、受注者は、監督職員より前項の請求があった場合速やかに対応しなければならない。</p>	<p>10. その他共通事項について</p> <p>1. 暴力団等の排除</p> <p>1. 業務委託契約書第7条関係</p> <p>受注者は、<u>大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者</u>を、受任者又は下請負人（二次下請以降の下請負人及び資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。以下「下請負人等」という。）としてはならない。</p> <p>これらの事実が確認された場合、監督職員は、受注者に対し、契約書第7条第<u>3</u>項に基づく必要な措置をとるべきことを請求できる。</p> <p>なお、下請契約の解除にかかる一切の責任は受注者が負うものとする。</p> <p>2. 下請契約の締結等</p> <p>受注者は、下請負人等との下請契約等の締結にあたっては、下請契約書に、業務委託契約書「第<u>42</u>条の<u>3</u>」に準じた暴力団等排除条項を加えることとする。</p> <p>また、受注者は、監督職員より前項の請求があった場合速やかに対応しなければならない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>3. 誓約書の提出</p> <p>受注者は、<u>業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その第三者から暴力団排除措置規則第8条に規定する誓約書を徴収し、</u>大阪府へ提出しなければならない。</p> <p>4. 大阪府暴力団排除条例第12条関係</p> <p>(1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への<u>報告</u>（以下「報告」という。）を行わなければならない。</p> <p>(2) 報告は、不当介入等報告書により、速やかに大阪府<u>及び</u>管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に<u>行う</u>ものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告書を各々提出するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。</p> <p>(4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。</p>	<p>3. 誓約書の提出</p> <p>受注者は、<u>大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を</u>大阪府へ提出しなければならない。</p> <p>受注者は、下請負人等がいる場合は、これらの者から<u>条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を</u>徴収して、大阪府へ提出しなければならない。</p> <p>受注者等が当該誓約書を提出しない場合には、入札参加停止措置を行うものとする。</p> <p>4. 大阪府暴力団排除条例第12条関係</p> <p>(1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府<u>への報告</u>及び管轄警察署への<u>届出</u>（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。</p> <p>(2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに大阪府<u>に報告するとともに、</u>管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に<u>届出する</u>ものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。</p> <p>(4) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。</p>